

## 協議会・機関の共同設置等

### 1. 協議会（地方自治法第252条の2）

（平成23年4月1日現在）

名 称	設置年月日	組 織 市 町 村	共 同 処 理 事 務 及 び 連 絡 調 整
三戸町及び田子町 教育研究協議会	昭41.12.1	三戸町・田子町	青森県三戸地方教育研究所の運営
青森県西北五地方 視聴覚教育協議会	昭43.7.25	五所川原市・つがる市・ 鱒ヶ沢町・深浦町・板柳町・ 鶴田町・中泊町	視聴覚ライブラリーの 設置運営に関する事務
青森県下北地方 視聴覚教育協議会	昭45.4.1	むつ市・大間町・東通村・ 風間浦村・佐井村	"
青森県東津軽郡 視聴覚教育協議会	昭46.4.1	平内町・今別町・蓬田村・ 外ヶ浜町	"
三八視聴覚教育協議会	昭46.4.1	八戸市・三戸町・五戸町・ 田子町・南部町・階上町・ 新郷村	"
東部上北教育研究協議会	平18.3.1	六戸町・おいらせ町	教育関係職員の研修等

### 2. 機関の共同設置（地方自治法第252条の7）

名 称	設置年月日	共 同 設 置 す る 市 町 村
黒石地区交通安全 対策会	昭46.4.6	黒石市・田舎館村
弘前地区交通安全 対策会	昭46.11.1	弘前市・西目屋村・藤崎町・大鰐町
下北圏域介護認定審査会	平11.4.1	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
下北圏域障害程度区分 認定審査会	平18.6.30	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村

3. 事務の委託（地方自治法第252条の14）

委 託 事 務	委託年月日	委 託 団 体 名	受 託 団 体 名
消防団に関する事務	昭46. 7. 1	八 戸 市	八戸地域広域市町村圏事務組合
”	昭48. 4. 1	む つ 市	下北地域広域行政事務組合
”	平 8. 4. 1	横 浜 町	北部上北広域事務組合
”	平17. 1. 1	十 和 田 市	十和田地域広域事務組合
”	平17. 3.28	五 所 川 原 市	五所川原地区消防事務組合
”	平17. 4. 1	青 森 市	青森地域広域消防事務組合
”	平17. 4. 1	大 間 町	下北地域広域行政事務組合
教 育 事 務	平17. 1. 1	秋 田 県 小 坂 町	十 和 田 市
”	平17. 3.28	中 泊 町	外ヶ浜町
学校給食に関する事務	平17. 1. 1	秋 田 県 小 坂 町	十和田地域広域事務組合
ごみ処理事務	平18. 2.27	西 目 屋 村	弘 前 市
視聴覚教材購入事務	昭55.12.15	大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	む つ 市
障害者自立支援法 市町村審査会事務	平18. 7. 1	三戸町、五戸町、 田子町、南部町、 階上町、新郷村、 おいらせ町	八 戸 市
火薬類取締法の 規定に基づく事務	平20. 4. 1	八 戸 市	八戸地域広域市町村圏事務組合
”	平21. 4. 1	階 上 町	”
”	平22. 4. 1	南 部 町	”
団体営七崎地区基盤促進 業務の事務	平23. 4. 1	八 戸 市	五 戸 町